

荒瀬ダム撤去地域対策協議会（第1回）

会 議 次 第

日 時：平成22年6月29日（火）10:00～

場 所：八代市坂本支所2階会議室

1 開 会

- (1) 副知事挨拶
- (2) 事務局説明

2 議 事

- (1) 会議運営方針について
- (2) 荒瀬ダム撤去の取り組み状況について
- (3) 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題について
- (4) 今後の検討について

3 閉 会

配 付 資 料

- 会議資料 1 : 荒瀬ダム撤去地域対策協議会設置要綱
- 会議資料 2 : 荒瀬ダム撤去地域対策協議会の基本的な枠組み
- 会議資料 3 : 協議会の公開について
- 会議資料 4 : 荒瀬ダム撤去地域対策協議会傍聴方針（案）
- 会議資料 5 : 荒瀬ダム撤去の現状
- 会議資料 6 : 「荒瀬ダム撤去に関する諸対策について（要望書）H18.12」
- 会議資料 7 : 地域課題への取り組み状況

「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」設置要項

(目的)

第1条 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題を整理するとともに、その解決に向けて取り組むため「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題の整理とその解決に向けた取組み。
- (2) その他、荒瀬ダム撤去に伴い必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員及び顧問をもって構成する。

2 協議会に座長を置き、熊本県副知事をもって充てる。

3 座長は、協議会を統括する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(開催)

第4条 協議会は、座長の指示を受けて事務局が招集する。

(部会)

第5条 協議会は、個別の課題を協議するため、部会を置くことができる。

(任期)

第6条 委員等の任期は、平成24年3月31日までとする。

2 委員等が、その任期中において欠けた場合は、補欠の委員等を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 必要が生じた場合は、委員等の追加をすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、熊本県企業局と八代市が協力して行うものとし、事務局は、企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室に置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年6月18日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

委員

区 分	氏 名	役職等	備考
熊本県	村田 信一	副知事	座長
	川口 弘幸	企業局長	
	広崎 史子	八代地域振興局長	
八代市	福島 和敏	市長	
	山本 幸廣	八代市議会議長	
	永原 辰秋	企画振興部長	
	中田 正春	坂本支所長	
関係団体	大瀬 泰介	球磨川漁業協同組合代表理事組合長	
	杉田 金義	八代漁業協同組合代表理事組合長	
	橋本 和博	鏡町漁業協同組合代表理事組合長	
	坂田 孝志	八代平野土地改良区連合理事長	
	松下 健一	八代平野南部土地改良区理事長	
住民代表	早瀬 洋志	八代市	
	松村 政利	八代市	
	松本 良弘	八代市	
	森下 政孝	八代市	
	菱田 孝幸	八代市	
	宮川 莊一	八代市	
	元村 順宣	八代市	

顧問

区 分	氏 名	役職等	備考
県議会議員	中村 博生	熊本県議会議員	
	小早川 宗弘	熊本県議会議員	
	高野 洋介	熊本県議会議員	
市議会議員	上村 哲三	八代市議会議員	
	亀田 英雄	八代市議会議員	

荒瀬ダム撤去地域対策協議会の基本的枠組み

1 目的等

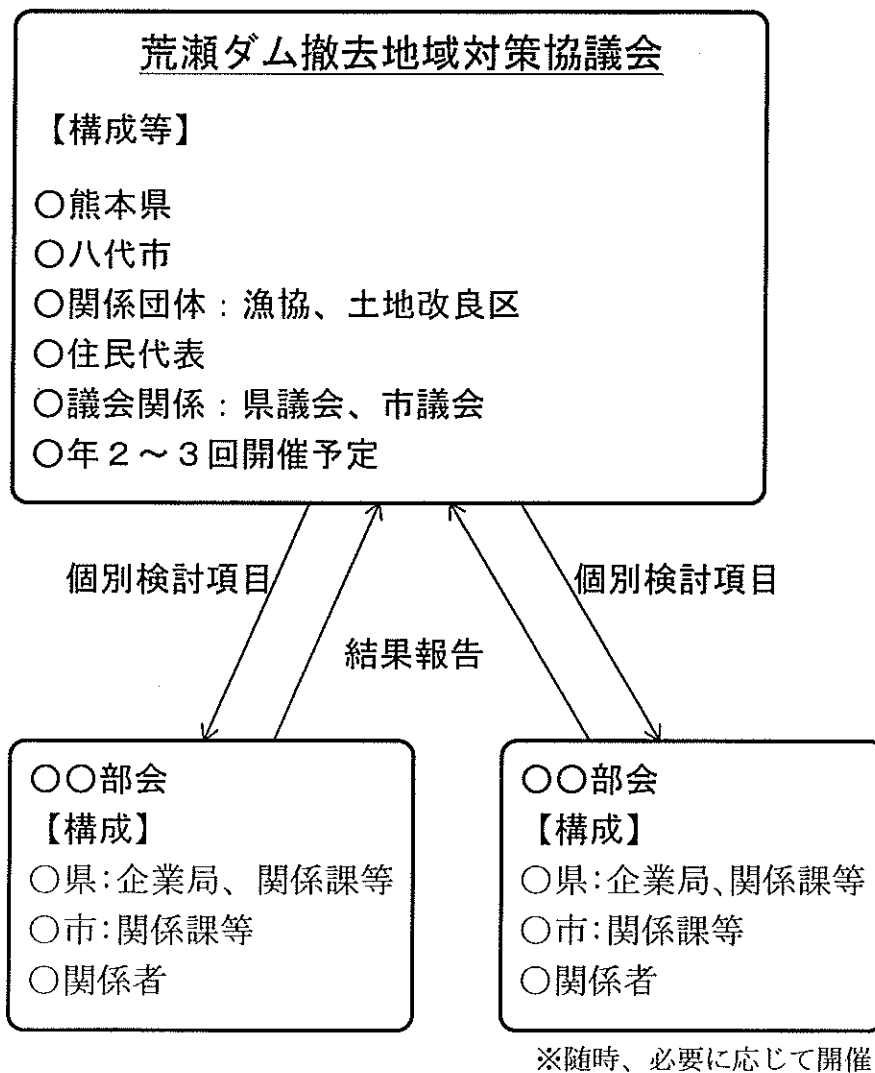
- ・「荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題」を整理するとともに、その解決に向けて取り組むため「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」を設置する。

2 開催時期

- ・平成22年～平成23年度

3 協議会の構成

【イメージ】



4 事務局等

事務局：熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室
(事務は、県企業局と八代市が協力して行う)

○審議会等の公開について

熊本県情報公開条例	審議会等の会議の公開に関する指針	審議会等の会議の公開に関する指針の運用と解釈
<p>第32条 (附属機関等の会議の公開) 実施機関の附属機関及びこれに類するものは、<u>次のいずれかに該当する</u>ときを除き、その会議を公開するものとする。</p>	<p>第3 公開の基準 審議会等は、<u>原則として会議を公開</u>する。 ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。</p>	<p>第3 公開の基準について 審議会等の会議は、情報公開条例第32条本文のとおり、<u>原則公開</u>とする。</p>
<p>(1) 不開示情報に該当する事項について審議等を行う会議を開催するとき。</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。</p>	<p>ア. 条例第7条各号に規定する<u>不開示情報に該当する事項</u>について審議等を行うとき。</p> <p>イ. 会議を公開することにより<u>公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できない</u>と認められるとき。</p>	<p>しかしながら、一方で、<u>個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき</u>であり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要があるため、情報公開条例では、開示しないことに合理的な利益がある情報を不開示情報として第7条各号で規定している。</p> <p>審議会等の会議においても、その趣旨に沿って、<u>情報の内容による公開・非公開の判断基準として情報公開条例第7条各号を準用し、アを規定する。</u></p> <p>また、会議の公開は、県民が委員のように発言や態度表明により審議に参加する機会を提供するものではなく、あくまで、審議の状況を知る機会を提供するものである。公正又は円滑な審議が確保されなければ、審議会等の設置本来の目的を達成できないおそれがあり、会議という文書とは違った情報媒体の基準として、イを規定するものである。</p> <p><u>公開の基準イが適用されるのは、例えば会議開催の阻止や審議への介入など物理的な障害が現実のものとして存在するか、又はそのような危険が予測される場合等が考えられる。</u></p> <p><u>公開の基準ア、イの適用に当たっては、原則公開を基本として解釈・運用するものとする。</u></p>
	<p>第4 公開・非公開の決定 ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。</p>	

熊本県情報公開条例（抜粋）

（行政文書の開示義務）

第7条

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録さ

れている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
 - (5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
 - (7) 議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(会議が公開と決定された場合に使用)

荒瀬ダム撤去地域対策協議会傍聴要領（案）

1 傍聴の手続き

- ① 荒瀬ダム撤去地域対策協議会（以下協議会）の傍聴を希望する方は、協議会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行ってください。
- ② 希望者が定員を超えた場合は、抽選となります。
- ③ 会場への入場等については、係員の指示に従ってください。

2 傍聴に関する留意事項

傍聴される方は、協議会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- ① 会議中は、静粛に傍聴すること。
発言、プラカード、拍手その他の方法により、自らの意見等を表明することはできません。
- ② 会場内での飲食はご遠慮ください。
- ③ 会場内での写真撮影、録画、録音等はできません。
- ④ その他会場の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。

3 その他

- ① 傍聴される方は、この要領に定める事項のほか、座長及び係員の指示に従ってください。
- ② 以上のことをお守りいただけない場合は、退場をお願いすることがあります。

荒瀬ダム撤去の取組み状況について

1 荒瀬ダム撤去技術研究委員会について

◇ 4月30日 第1回「荒瀬ダム撤去技術研究委員会」開催

[主な意見]

- ・ 事業の目的、目標の明確化
- ・ 環境モニタリングの調査項目追加等

◇ 6月18日 第2回委員会開催

[主な意見]

- ・ 堆砂形状や泥土分布状況などの土砂管理の重要性
- ・ ダム撤去の指標の明確化

【今後の取組】

◇ 7月23日 第3回委員会開催予定

第3回委員会の後「荒瀬ダム撤去計画（県案）」を策定。河川管理者との協議を進めながら、環境モニタリング、撤去準備としての堆砂や泥土の除去等を行う。

2 ダム撤去に伴う地域課題への対応について

(1) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会

ダム撤去に伴う地域の課題を検討・協議するため、協議会運営方法等について八代市との協議を実施

◇ 6月29日 第1回協議会開催

(協議会に先立ち、6月25日「庁内関係課長会議」開催)

(2) 井戸涸れ関係

◇ 4月 3日 ゲート開放により井戸涸れが懸念される2地区（西鎌瀬・与奈久）において、緊急給水を開始（継続）

◇ 4月～ 八代市と恒久対策について協議実施

◇ 5月31日 対象地区の住民の方と、恒久対策等について意見交換

◇ 6月17日・24日 対象井戸の調査及び八代市との協議

【今後の取組】

八代市と具体的な対策について協議し、地元住民へ説明の後、対策を実施予定

(3) 利水関係

◇5月17日・31日 電源開発(株)から関係土地改良区への説明会実施

電源開発(株)は、荒瀬ダムが担っていた下流域への責任放流を引き継ぎ、24時間、瀬戸石発電所の発電及びゲート開放により対応すると回答し実施している

◇6月22日 遙拝堰下流濁水調整連絡会で、電源開発(株)は、球磨川下流域濁水調整連絡会への参加を回答

3 社会資本整備総合交付金の活用等について

◇4月上旬 社会資本総合整備計画書提出

◇4月23日 平成22年度新規事業採択分として1,100万円内示(うち、荒瀬ダム撤去関連事業に902万円を活用)

◇6月11日 国と県による第1回「検討会議」開催

[検討会議の構成]

(国)九州地方整備局河川部長、道路部長 他

(県)企業局長、土木部長 他

【今後の取組】

「検討会議」の中で交付金の活用等について検討を進めるほか、引き続き国に財政支援を要望していく。

- ・社会資本整備総合交付金の別枠確保(国土交通省)
- ・国が今夏までにとりまとめる予定の老朽化した工作物の取扱方針の中に、役割を終えた工作物として荒瀬ダムを対象に加えるとともに、新たな補助制度を創設すること(国土交通省)
- ・特別交付税について、ダム撤去に要する経費の県負担に対する増額措置(総務省)

4 荒瀬ダム撤去に伴う資金不足の状況

平成21年度電気事業会計決算（速報）を基に、いくつかの前提を設定した上で試算を行いました。

（試算の前提）

- ① 総事業費 約92億円（PT試算による）
- ② 総事業費に地域対策費等を含まない
- ③ H21年度末で発電を終了
- ④ ダム本体撤去をH24から実施（H22、23年度の荒瀬ダム維持管理に伴う負担増として約6億円を見込む）
※PT時はH22から撤去として試算
- ⑤ 社会資本整備総合交付金はH22年度分のみ計上

【PT試算とH21決算後試算比較】

	PT試算額 (H20末)		H21決算後 試算額	変動理由
① 今後の支出額	約71億円	➔ +約2.0億円	約73億円	
総事業費 (うち支出済額)	約92億円 (約21億円)		約92億円 (約25億円)	※1
荒瀬ダム維持管理 に伴う負担増	—		約6億円	※2
② 撤去に投入可能な額	約42億円	➔ +0.0億円	約42億円	
年度末に撤去に投入可能 な内部留保資金 (うちH21見込額)	約35億円 (約4億円)		約35億円	
経常利益7発電所分	約7億円		約7億円	
③ 資金不足額	約28億円	➔ +約2.0億円	約30億円	※3

※合計は端数調整により一致しない

※1：H21実施額（約4億円）

※2：H22、23年度の荒瀬ダム維持管理費見込額（約6億円）

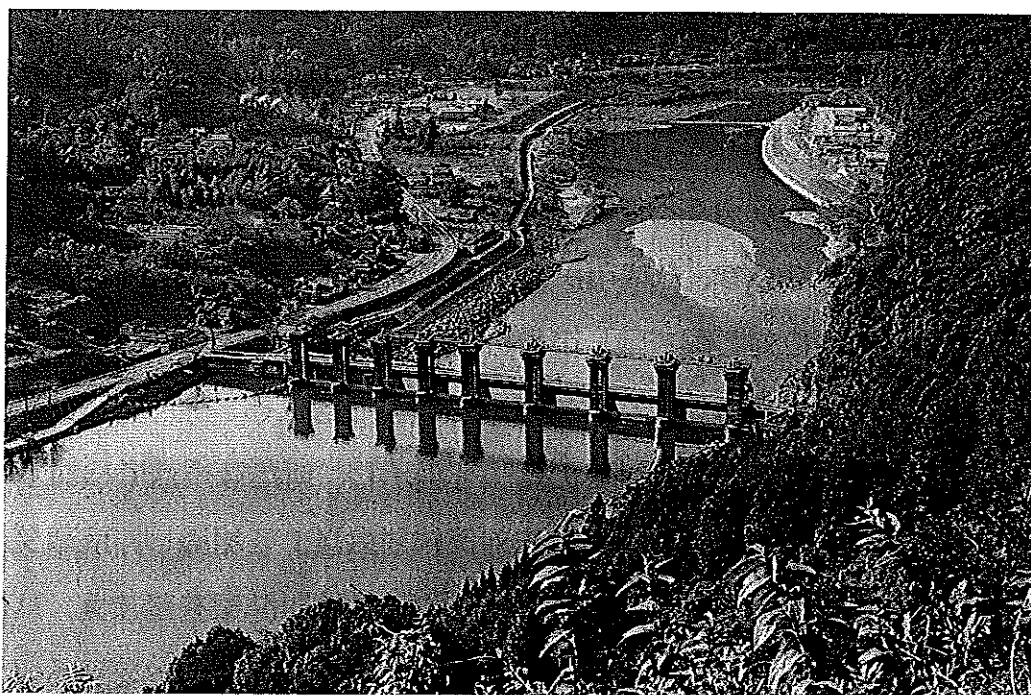
※3：資金不足額③ = ② - ①

【今後の変動要因】

撤去事業費、地域対策費、H24以降荒瀬ダム撤去開始後の維持管理費等並びに国の支援の程度により資金不足額の変動が見込まれます。

荒瀬ダム撤去に関する諸対策について

要 望 書



熊本県八代市

要望の趣旨

八代市は豊富な水量を持つ球磨川から農業、工業用水を取水すると共に、その伏流水を源とする地下水等、球磨川の多大なる恩恵を受け、今日まで発展を遂げてきた。また、内水面漁業や海面漁業の営みや市民生活も、球磨川の恵みなしでは維持できないと言っても過言ではない。

既存ダム撤去は全国初の取り組みでもあり、ダム撤去が及ぼす影響は多岐にわたるものと思われ、流域住民のみならず八代地域全ての各種産業及び市民生活に重大な影響を及ぼしかねないものである。

本市では、市町村合併以前に旧八代市と旧坂本村において、それぞれ熊本県に対し「撤去に関する諸対策について」要望書を提出しているが、未だ、地域住民の不安を解消するに至っておらず、不安の声が絶えない現状である。

地域住民のみならず、八代市民全ての安全で快適な生活環境を確保するためには、諸問題に対し国、県、市それぞれの視点で捉え、それぞれの立場で対応し問題解決に取り組まなければならないと考える。

そこで本市では、旧市・村での議論を継承し、新たな視点で検討すべく平成18年5月19日「荒瀬ダム撤去対策検討会議」を組織し、荒瀬ダム撤去に伴う諸問題について検討を重ねてきた。その検討結果を踏まえ、八代地域の将来的な農林水産業、工業振興、環境保全及び地域活性化を図る観点からも次の項目に対し要望をするものである。

平成18年12月18日

八代市長 坂田 孝志

総合的な検討体制の設置について

荒瀬ダム撤去が及ぼす様々な問題の解決の為には、撤去の当事者である熊本県が、県全体での総合的な検討体制の設置を行い、ダム撤去が直接及ぼす問題のみならず、間接的な問題も含め、幅広い検討も行なっていただきたい。影響対策の実施に関しては、ダム建設時の経緯もふまえた取り組みを願いたい。

また、県だけでなく国やその他関係各機関での問題解決に向けた、協議体制も併せて設置いただきたい。

これら関係各機関が同じテーブルで、具体的な内容を協議できるよう、県でリーダーシップを執っていただき、ダム撤去に係る総合的な検討体制の設置を行い、下記の項目について協議いただきたい。

1. 利水問題について
2. 環境問題について
3. 堆砂・泥土除去について
4. 水位低下に伴う諸問題について
5. 代替橋について
6. ダム撤去に伴う諸問題について

1 利水問題について

荒瀬ダムの撤去に伴い、農業用水、工業用水、水道水の取水に影響を及ぼさないよう、次の項目について対応願いたい。

1) 球磨川からの取水について

- ① 荒瀬ダム撤去に伴う利水問題に対する総合的な検討体制を整備していただき、総合的な検討体制の中で、地元市と具体的な内容を協議できる場を設けていただきたい。
- ② 流域住民の不安解消のため、利水問題に対する県としての取組を、具体的に示していただきたい。
- ③ 取水に影響のないよう、国、電源開発株式会社等の関係機関と十分な協議を実施されたい。
- ④ 現在、荒瀬ダム下流に流れている水量と同じように、1日中安定した水量の確保ができるよう願いたい。
- ⑤ 渇水時の対応について、従前、荒瀬ダムが果たしてきた機能も含め、取水への影響を最小限とするよう、できるだけ対策を講じられたい。
- ⑥ 具体的には渇水時に、上流ダムからの必要な補給がされるよう、関係機関と十分協議を行い、あらかじめルール化されたい。

2 環境問題について

県では、環境調査を瀬戸石ダム～遥拝堰までとしているが、遥拝堰下流から八代海までの環境にも影響を及ぼすことが懸念される事から、地元自治体として、次の項目について要望する。

1) 環境調査について

- ① ダム撤去がもたらす魚族への影響及び、遥拝堰下流域への土砂の堆積等の観点から、河口域及び八代海まで含め、環境調査の範囲としていただきたい。
- ② 八代海等における各機関の調査結果については、県が実施された調査と併せて総合的に検討を願いたい。

2) 河川汚濁物質の削減について

- ① 撤去にあたっては、経済的な面だけを優先することなく、環境に配慮した進め方とすることは勿論のこと、河川環境改善に対する住民意識の向上を図るため、生活雑排水処理に関する施策の推進や、河口域の湿地を含めた八代海の干潟の保全対策を進めていただきたい。

3) 撤去工事中の環境・安全対策について

- ① 工事施行に伴う騒音、振動、粉塵等を考慮し、作業時間帯の制限など地域住民への説明会の実施をはじめ、周辺住民へは十分配慮されたい。
- ② 工事施行にあたっては、建設リサイクル法に基づく破砕屑の完全処理をはじめ、濁水処理施設（沈渣池）を設け、工事に使用した機材屑（ワイヤー、番線など）を放置しないよう願いたい。
- ③ 護岸用に敷設されたテトラポットはダム撤去後、必要ないのであれば撤去されたい。

4) 魚族の育成について

- ① ダム撤去に際しては、鮎等の魚族の育成に影響を及ぼしかねないので、工事期間中の環境保全に万全を期していただきたい。
- ② 実施された生態系に関する環境調査結果等に基づき、ダム撤去後の水産振興の観点から、川から海までの広域的な魚族の育成促進に対し、必要な取り組みを願いたい。
- ③ ダム撤去後の球磨川内水面における、鮎等の産卵や中間育成などの専門的な研究機関の整備充実を図られたい。

3 堆砂・泥土除去について

撤去に伴うダム湖内の堆砂・泥土の除去については、具体的な影響調査を行い、早期解決を図るとともに、地元住民とも十分な協議を行い、その保全措置を講じられたく、次の項目について要望する。

1) ダム湖内の堆砂や泥土等の具体的な影響の検証について

- ① 下流への土砂補給については、下流区間への悪影響を及ぼさないよう、県の専門部会等で十分な検討を行っていただきたい。
- ② 事前の土砂流下試験において河口域及び八代海まで含め、下流への影響を検証されたい。
- ③ ダム撤去後も堆砂の流下状況や下流域への堆積状況について、継続的な調査を実施願いたい。
- ④ 下流の漁港では堆砂が問題となっていることから、土砂補給の際には、あらかじめ漁港への影響を十分検証していただきたい。
- ⑤ ダム下流域に堆砂の影響がある場合は、対策を講じられたい。特に遥拝堰については大切な取水口となっていることから、取水に影響のない様願いたい。

2) ダム湖内の堆砂や泥土等の保全措置について

- ① 除去予定の砂については、球磨川に補給することなく、覆砂事業の検討も含め、八代海への補給とされたい。
- ② 二見地先、金剛干拓地先のアサリの生育調査を実施中であることから、土砂流下の実施にあたっては、事前に市、漁協と十分な協議を図られたい。
- ③ ダム湖内に堆積した泥土の除去にあたっては、下流域に流出させないように、その工法等について市、漁協、港湾管理者等の関係機関との協議を引き続き願いたい。
- ④ 藤本発電所放水路付近の河川にあつては、建設当時の送水路等の排土等が残存していることから、除去願いたい。

4 水位低下に伴う諸問題について

水位低下に伴う諸問題の対策については、具体的な影響調査を行い、早期解決を図るとともに、地元住民とも十分な協議を行い、その保全措置を講じられたく、次の項目について要望する。

1) 県道及び国道等の擁壁改修及び復元について

- ① 擁壁改修については再度調査を行い、兩岸の崩壊危険箇所については、緊急度に応じて、ダム撤去前に施工されたい。
- ② 施工に当たっては、川岸へのアクセス路等の整備を考慮されたい。
- ③ 佐瀬野地区を走る県道については、佐瀬野第一～第二踏切間が線路の山側に道路があるため、踏切を2度渡る事となり安全面でも心配される。従前通り線路より川側の位置に県道の付替えを願いたい。

2) 水位低下対策について

- ① 水位の低下による宅地等の地盤沈下が発生することが懸念されている事から、ダム湖周辺全地域については、住宅崩壊、地すべり等の発生に対する因果関係の検証をできるような調査の実施を願いたい。
- ② 具体的には、影響を及ぼす範囲の地下水の観測や住宅調査等、検証措置を講じること。
- ③ 水位の低下による簡易水道への影響が懸念される事から、地下水への影響があるかどうか、観測井戸等を設けるなど、水位変化の調査を願いたい。
- ④ 上記について影響がある場合は、適切な対策を講じられたい。
- ⑤ 現在、ダム湖を消防水利として利用しているが、ダム撤去による水位の低下により利用できなくなる事から、川岸まで車の進入の出来る道路等の具体的な対策を早急に講じられたい。

5 代替橋について

現在、生活道路としての役割を果たしているダム堰堤の代替路確保については、重要な問題のひとつである。ダム本体の撤去によって兩岸を結ぶ橋は、1 km上流の「葉木橋」か2 km下流の「坂本橋」が直近となり、兩岸住民の生活に大きな影響を及ぼすこととなる。本年7月の集中豪雨による冠水等によって、周辺住民の安全に重大な影響を及ぼした。また、県道の擁壁崩壊により通行不能となり、復旧までに1年を要す事態となっている。この時、荒瀬ダム堰堤は避難経路や迂回路として大きな役割を果たしている。

大門地区にあっては、八代地域と球磨地域とを結ぶ森林基幹道坂本～山江線の起点にあたり、接続する県道中津道～八代線の幅員が極端に狭いことから長木材の搬出等に支障をきたしており、林道本来の目的を妨げる要因となっている。

荒瀬ダム建設当時、熊本県からの住民説明の中で、「ダムは橋の役割も果たします」と説明され、地域住民の理解を得た経緯があり、この事も踏まえ、総合的な解決を図られたい。

1) 球磨川架橋（荒瀬～大門間）について

- ① 産業と生活の両面の役割を果たしているダム堰堤は、基幹道路の一部としての必要性を理解いただくと共に、荒瀬ダム建設時の経緯も考慮し、撤去の時期も迫っている事から、地域住民の生活保全及び安全確保の為の対策として、関係機関と十分な協議のうえ、早急に架橋建設等の対策を講じられたい。

6 ダム撤去に伴う諸問題について

今回のダム撤去は、流域住民の生活に大きく影響する問題であり、住民の関心は大変高いものがある。このことから、ダム撤去に伴う諸問題については、地域の活性化につながるような整備、推進を図られたい。また、それぞれの立場での説明責任を果たす意味でも積極的な情報提供の取り組みを願いたい。

1) ボートハウスの活用策について

- ① ダム湖の減水によりボートハウスは使用できなくなる事から、今まで果たしてきた機能について、適切な代替策を講じられたい。

2) 藤本発電所及び隧道の跡地利用について

- ① 藤本発電所、隧道の有効利用策については、地元の声聞き、有効活用が出来ないかなど十分な検討をし、対策を講じられたい。

3) 県道の改修について

- ① ダム減水区間にあたる藤本、大門地区においては、県道改修及び付替の必要性を検討されたい。
- ② 撤去工事に伴う大型車両の往来は、地域住民に及ぼす影響は大である。懸案事項である県道中津道～八代線の早期改修を図られたい。

4) 情報提供について

- ① ダム撤去に伴う利水問題、環境問題及び地域振興を始めとする諸問題への対策等については、流域住民や関係者に対して分かり易い方法での情報提供を願いたい。
- ② 特に撤去対策については、地元をはじめ関係者への事前説明はもとより、施工時の環境対策や工法等の公表など積極的に情報公開に努められたい。
- ③ 流域住民に対する定期的な説明会等の開催を願いたい。

5) ダム撤去による川の流れの変化について

- ① ダム撤去に伴い、洪水時の水の流れが変化し、球磨川の河岸等に影響を与えることが心配される事から、撤去前の検証を十分に行い、影響のある場合はあらかじめ対策を講じられたい。また、撤去後に不測の影響が生じた場合、必要な対策を講じられたい。

地域課題への取り組み状況

項目	現況等
<p>1. 利水問題について</p> <p>1) 球磨川からの取水について</p> <p>① 荒瀬ダム撤去に伴う利水問題に対する総合的な検討体制を整備していただき、総合的な検討体制の中で、地元市と具体的な内容を協議できる場を設けていただきたい。</p> <p>② 流域住民の不安解消のため、利水問題に対する県としての取組を、具体的に示していただきたい。</p> <p>③ 取水に影響のないよう、国、電源開発(株)等の関係機関と十分な協議を実施されたい。</p> <p>④ 現在、荒瀬ダム下流に流れている水量と同じように、1日中安定した水量の確保ができるようお願いしたい。</p> <p>⑤ 渇水時の対応について、従前、荒瀬ダムが果たしてきた機能も含め、取水への影響を最小限とするよう、できるだけ対策を講じられたい。</p> <p>⑥ 具体的には渇水時に、上流ダムからの必要な補給がされるよう、関係機関と十分協議を行い、あらかじめルール化されたい。</p>	<p>【責任放流】 電源開発(株)は、荒瀬ダムが担っていた下流域への責任放流を引き継ぎ、24時間、瀬戸石発電所の発電及びゲートの放流により対応している。</p> <p>【流量】 電源開発(株)は、下流利水者の現行水利権をベースに責任放流を行う方向で、球磨川下流域渇水調整連絡会の中で協議中</p> <p>【渇水時の対応】 電源開発(株)は、球磨川下流渇水調整連絡会に参加</p>

項目	現況等
<p>2. 環境問題について</p>	
<p>1) 環境調査について</p> <p>① ダム撤去がもたらす魚族への影響及び、遙拝堰下流域への土砂の堆積等の観点から、河口域及び八代海まで含め、環境調査の範囲としていただきたい。</p> <p>② 八代海等における各機関の調査結果については、県が実施された調査と併せて総合的に検討を願いたい。</p>	<p>【委員会等での検討状況】 荒瀬ダム対策検討委員会で、ダム撤去の影響が遙拝堰下流に及ばない撤去となるよう検討</p> <p>現在、撤去技術研究委員会で、環境の専門家等により、再検証を実施中</p> <p>【調査結果】 国、県が行っている球磨川上流から下流及び八代海における水質調査結果を活用予定</p>
<p>2) 河川汚濁物質の削減について</p> <p>① 撤去にあたっては、経済的な面だけを優先することなく、環境に配慮した進め方とすることは勿論のこと、河川環境改善に対する住民意識の向上を図るため、生活雑排水処理に関する施策の推進や、河口域の湿地を含めた八代海の干潟の保全対策を進めていただきたい。</p>	<p>【工法】 撤去にあたっては、環境に十分配慮した工法等を検討</p> <p>【住民意識の向上】 ・「みんなの川と海づくり県民運動」に取り組み、啓発事業や保全活動を推進 ・球磨川流域では、平成18年度、シンボル事業としての「くまもと・みんなの川と海づくり県民大会」を開催 ・一斉清掃活動「くまもと・みんなの川と海づくりデー」について流域市町村が積極的に参加 ・水環境保全活動団体による一斉河川清掃、住民による水質調査や浄化活動等実施中</p> <p>【干潟の保全対策】 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、平成15年3月に「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定し、海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を総合的・計画的に推進</p>

地域課題への取り組み状況

項目	現況等
<p>3)撤去工事中の環境・安全対策について</p> <p>① 工事施行に伴う騒音、振動、粉塵等を考慮し、作業時間帯の制限など地域住民への説明会の実施をはじめ、周辺住民へは十分配慮されたい。</p> <p>② 工事施行にあたっては、建設リサイクル法に基づく破碎屑の完全処理をはじめ、濁水処理施設(沈渣池)を設け、工事に使用した機材屑(ワイヤー、番線など)を放置しないよう願いたい。</p> <p>③ 護岸用に敷設されたテトラポットはダム撤去後、必要ないのであれば撤去されたい。</p>	<p>【工事の施工】 工事の実施にあたっては、ダム周辺の環境影響に配慮することとしており、説明会の開催等、周知や調整を実施予定</p> <p>撤去コンクリートは中間処理し再資源化予定 濁水対策について、必要な対策を実施予定</p> <p>【テトラポット】 設置された経緯や目的によって判断する必要がある。</p>
<p>4)魚族の育成について</p> <p>① ダム撤去に際しては、鮎等の魚族の育成に影響を及ぼしかねないので、工事期間中の環境保全に万全を期していただきたい。</p> <p>② 実施された生態系に関する環境調査結果等に基づき、ダム撤去後の水産振興の観点から、川から海までの広域的な魚族の育成促進に対し、必要な取り組みを願いたい。</p> <p>③ ダム撤去後の球磨川内水面における、鮎等の産卵や中間育成などの専門的な研究機関の整備充実を図られたい。</p>	<p>【環境保全】 荒瀬ダム対策検討委員会で、ダム撤去が下流の環境、魚族の育成等に影響を及ぼさないよう検討 現在、撤去技術研究委員会で再検証を実施中</p> <p>工事中の環境保全については、適宜、漁協等と協議を行い、適切な工事期間や工法等を検討</p> <p>【環境調査等】 撤去工事に伴いモニタリング調査を実施 現在、水産研究センターで、アユの遡上、成長、産卵、流下及び海域生育等について調査を実施</p>

項目	現況等
<p>3. 堆砂・泥土除去について</p> <p>1) ダム湖内の堆砂や泥土等の具体的な影響の検証について</p> <p>① 下流への土砂補給については、下流区間への悪影響を及ぼさないよう、県の専門部会等で十分な検討を行っていただきたい。</p> <p>② 事前の土砂流下試験において河口域及び八代海まで含め、下流への影響を検証されたい。</p> <p>③ ダム撤去後も堆砂の流下状況や下流域への堆積状況について、継続的な調査を実施願いたい。</p> <p>④ 下流の漁港では堆砂が問題となっている事から、土砂補給の際には、あらかじめ漁港への影響を十分検証していただきたい。</p> <p>⑤ ダム下流域に堆砂の影響がある場合は、対策を講じられたい。特に遙拝堰については大切な取水口となっている事から、取水に影響のない様願いたい。</p>	<p>【堆砂・泥土除去】 荒瀬ダム対策検討委員会で、ダム撤去の影響が遙拝堰下流に及ばないような撤去方法を検討 撤去技術研究委員会において、再検証を実施中 平成14年度及び17年度に土砂流下試験により検証</p> <p>【工事時の対応】 ダム撤去にあたって必要なモニタリングを行い、治水面や環境面に十分配慮しながら工事を進める予定</p> <p>【遙拝堰】 遙拝堰の構造等を踏まえ、ダム撤去時に遙拝堰に対する影響がないか、撤去技術研究委員会で再検証を実施中</p>
<p>2) ダム湖内の堆砂や泥土等の保全措置について</p> <p>① 除去予定の砂については、球磨川に補給することなく、覆砂事業の検討も含め、八代海への補給とされたい。</p> <p>② 二見地先、金剛干拓地先のアサリの生育調査を実施中であることから、土砂流下の実施にあたっては、事前に市、漁協と十分な協議を図られたい。</p> <p>③ ダム湖内に堆積した泥土の除去にあたっては、下流域に流出させないように、その工法等について市、漁協、港湾管理者等の関係機関との協議を引き続き願いたい。</p> <p>④ 藤本発電所放水路付近の河川にあつては、建設当時の送水路等の排土等が残存していることから、除去願いたい。</p>	<p>【覆砂事業】 平成19年度から、除去した堆砂を活用し、八代海の球磨川河口域で覆砂事業を実施中 (実績 H19:2.3ha、H20:3.46ha、H21:3.5ha)</p> <p>【地元協議】 泥土除去を始め工事等の実施にあたっては、事前に市、漁協等関係機関との協議を行う予定</p> <p>【工法等】 ダム撤去にあたっては、土砂の流下を監視し、治水面や環境面に十分配慮しながら工事予定</p> <p>【放水路付近】 現地を精査し、河川管理者と協議のうえ対応を検討</p>

地域課題への取り組み状況

項目	現況等
4. 水位低下に伴う諸問題について	
<p>1) 県道及び国道等の擁壁改修及び復元について</p> <p>① 擁壁改修については再度調査を行い、兩岸の崩壊危険箇所については、緊急度に応じて、ダム撤去前に施工されたい。</p>	<p>【擁壁改修】 擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、平成15年度から補修を実施(82箇所、約2,500mの補修を実施済み)</p> <p>ダムの水位低下に伴い対策が必要な新たな箇所が確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、工法等についても十分な協議・調整し、対策予定</p>
<p>② 施工に当たっては、川岸へのアクセス路等の整備を考慮されたい。</p>	<p>【アクセス道路】 治水面等の問題もあり、慎重な検討が必要</p>
<p>③ 佐瀬野地区を走る県道については、佐瀬野第一～第二踏切間が線路の山側に道路があるため、踏切を2度渡る事となり安全面でも心配される。従前通り線路より川側の位置に県道の付替えを願いたい。</p>	<p>【県道の付け替え】 洪水時の安全性や治水面の問題もあり、慎重に検討</p>

項目	現況等
<p>2) 水位低下対策について</p> <p>① 水位の低下による宅地等の地盤沈下が発生することが懸念されている事から、ダム湖周辺全地域については、住宅崩壊、地すべり等の発生に対する因果関係の検証をできるような調査の実施を願いたい。</p> <p>② 具体的には、影響を及ぼす範囲の地下水の観測や住宅調査等、検証措置を講じること。</p>	<p>【調査等】 状況に応じた測量等により、現地状況を把握予定</p> <p>(※現在報告があっている箇所については、地盤等の調査を実施、更に追跡調査予定)</p>
<p>③ 水位の低下による簡易水道への影響が懸念される事から、地下水への影響があるかどうか、観測井戸等を設けるなど、水位変化の調査を願いたい。</p>	<p>【井戸涸れ】 一時的・応急的措置として企業局で給水を実施</p> <p>水道事業は基本的に市町村が行うもの(水道法第6条「水道事業は、原則として市町村が経営する」)。</p>
<p>④ 上記について影響がある場合は、適切な対策を講じられたい。</p>	<p>生活に密着する課題であり、早急に対応ができるよう、協議会に先んじて、八代市や地元と協議実施中</p>
<p>⑤ 現在、ダム湖を消防水利として利用しているが、ダム撤去による水位の低下により利用できなくなる事から、川岸まで車の進入の出来る道路等の具体的な対策を早急に講じられたい。</p>	<p>【消防水利】 消防に必要な水利施設は、市町村が設置、維持管理するもの(消防法第20条)であるため、八代市において対応を検討されており、県は助言等を行っている。</p> <p>川岸までの進入道路については、治水面等の問題もあり、慎重な検討が必要</p>

地域課題への取り組み状況

項目	現況等
<p>5. 代替橋について</p> <p>1) 球磨川架橋(荒瀬～大門間)について</p> <p>① 産業と生活の両面の役割を果たしているダム堰堤は、基幹道路の一部としての必要性を理解いただくと共に、荒瀬ダム建設時の経緯も考慮し、撤去の時期も迫っている事から、地域住民の生活保全及び安全確保の為の対策として、関係機関と十分な協議のうえ、早急に架橋建設等の対策を講じられたい。</p>	<p>地域内の交通について、市と協議する。</p>

項目	現況等
6. ダム撤去に伴う諸問題について	
1) ポートハウスの活用策について ① ダム湖の減水によりポートハウスは使用できなくなる事から、今まで果たしてきた機能について、適切な代替策を講じられたい。	平成22年4月1日から休止
2) 藤本発電所及び隧道の跡地利用について ① 藤本発電所、隧道の有効活用策については、地元の声を聞き、有効活用が出来ないかなど十分な検討をし、対策を講じられたい。	地元での有効活用策等の検討を踏まえた協議が必要
3) 県道の改修について ① ダム減水区間にあたる藤本、大門地区においては、県道改修及び付替の必要性を検討されたい。	【藤本・大門地区】 道路の現況や交通状況等を踏まえ、今後、必要性も含めた検討が必要
② 撤去工事に伴う大型車両の往来は、地域住民に及ぼす影響は大である。懸案項目である県道中津道～八代線の早期改修を図られたい。	【撤去工事に伴う大型車の往来】 ダム撤去工事において、極力、大型車両往来等の影響の軽減に努める予定
4) 情報提供について ① ダム撤去に伴う利水問題、環境問題及び地域振興を始めとする諸問題への対策等については、流域住民や関係者に対して分かり易い方法での情報提供を願いたい。 ② 特に撤去対策については、地元をはじめ関係者への事前説明はもとより、施工時の環境対策や工法等の公表など積極的に情報公開に努められたい。 ③ 流域住民に対する定期的な説明会等の開催を願いたい。	HPによる公表や地元説明会等での情報提供を予定
5) ダム撤去による川の流れの変化について ① ダム撤去に伴い、洪水時の水の流れが変化し、球磨川の河岸等に影響を与えることが心配される事から、撤去前の検証を十分に行い、影響のある場合はあらかじめ対策を講じられたい。また、撤去後に不測の影響が生じた場合、必要な対策を講じられたい。	擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、平成15年度から補修を実施(82箇所、約2,500mの補修を実施済み) ダムの水位低下に伴い対策が必要な新たな箇所が確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、工法等についても十分な協議・調整し、対策予定